

尼崎市固定資産税課税誤りによる返還金支払要綱

平成4年4月1日 市長決定

平成24年3月1日 改正

令和2年4月1日 改正

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、重大かつ明白な瑕疵ある賦課処分に基づいて納付された固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）の過誤納金のうち地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができない税相当額（以下「還付不能金」という。）について、返還金を支払うことにより、納税者の救済を図り、もって税に対する信頼を維持することを目的とする。

(返還金支出の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき支出する。

(返還対象者)

第3条 市長は、還付不能金が生じたときは、賦課処分を受けた納税者に対して返還金を支払うものとする。

- 2 市長は、当該賦課処分の対象となった固定資産の所有者に相続があったときは、その相続人に返還金を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、相続人が複数あるときは、市長は、その相続人の代表者に返還金を支払うものとする。
- 4 市長は、当該賦課処分の対象となった固定資産が共有であるときは、当該共有者の代表者に返還金を支払うものとする。
- 5 第1項に規定する納税者が法人である場合において、当該法人が合併等により消滅したときは、市長は、合併後存続する法人又は合併等により設立された法人に返還金を支払うものとする。

(返還金の範囲等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金

(2) 還付不能金に係る利息相当額

ア 納付日が令和2年3月31日以前の還付不能金 年5パーセント

イ 納付日が令和2年4月1日以降の還付不能金 年3パーセント

(還付不能金の算定)

第5条 前条第1号の還付不能金は、固定資産課税台帳等によって算定するものとする。

2 前項の算定は、固定資産課税台帳等の保存年限（10年）の範囲内において行う。ただし、納税者が所持する領収証書等により還付不能金を確認できる場合又は還付不能金の生じた事由が納税者の責めに帰すべき事由でないことが明らかで市長が適当と認める場合は、返還金の請求のあった日の属する年度から20年を限度として、算定の対象とするものとする。

3 第1項第1号の還付不能金の端数計算をするときは、固定資産1筆（棟・資産）ごとに区分したうえで、返還金の支出を決定する日の属する年度の地方税法第20条の4の2の規定の例により行うものとする。

(利息相当額の算定)

第6条 第4条第2号の利息相当額は、還付不能金の納付があった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの間について算定する。

(返還金の請求)

第7条 第3条に規定する返還対象者が返還金の支払を受けようとするときは、返還金支払請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(返還金の通知)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容の審査を経て返還金の額を確定し、返還金支払通知書（第2号様式）により請求者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第9条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を請求者に支払うものとする。

(返還金の支払制限)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、返還金を支払わないものとする。

- (1) 課税誤りが納税義務者の虚偽若しくは不正又は故意若しくは重大な過失に起因するものである場合
- (2) その他市長が別に定める場合

(返還金の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者がいるときは、次に掲げる額をその者から返還させるものとする。

- 2 前項の返還を行わせる場合は、次に掲げる利息を付して返還させるものとする。
 - (1) 支払を受けた日が令和2年3月31日以前である場合 年5パーセント
 - (2) 支払を受けた日が令和2年4月1日以降である場合 年3パーセント
- 3 前項の利息は、返還金の支払を受けた日の翌日から前項の額が返還される日までの間について算定するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市固定資産税課税誤りによる返還金支払要綱の規定は、平成21年3月1日以降に課税誤りが確認された還付不能金について適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。